

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(消費税(法人)関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「更正の請求書(付表)」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。  
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)消費税\(法人\)関係](#)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
消費税異動届出 (消費税法第25条)	異動事項を証明する書類 (定款の写し等)	無
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請 (消費税法第30条第3項) (消費税法施行令第47条第1項)	本来の課税売上割合よりも、その事業者における事業内容等の実態を反映したものであり合理的であるとする理由及びその採用しようとする計算方法によった場合の見込み割合をできるだけ詳細に記載した別紙	無
消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の承認申請 (消費税法施行令第74条第3項)	①会計処理を明らかにする書類 ②定款等の写し	無
消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請(基準期間用) (消費税法施行令第76条第5項)	決算完結日が会計年度末日の翌日以後2か月以上経過した日であることを証明する書類	無
消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請(特定期間用) (消費税法施行令第76条第5項)	決算完結日が会計年度末日の翌日以後2か月以上経過した日であることを証明する書類	無
輸出品販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第2項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする一般型輸出品販売場の見取図等	無
手続委託型輸出品販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第2項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする手続委託型輸出品販売場に係る特定商業施設の見取図等	無

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
手続委託型輸出品販売場移転届出 (消費税法施行令第18条の2第3項) (消費税法施行規則第10条第4項)	移転しようとする手続委託型輸出品販売場に係る特定商業施設の見取図等	無
輸出品販売場購入物品亡失証明・承認申請 (消費税法第8条第3項) (消費税法施行規則第8条第2項)	亡失事実を明らかにする書類	無
消費税及び地方消費税の更正の請求 (国税通則法第23条) (消費税法第56条) (地方税法附則第9条の4)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。